

藤沢市立学校教職員服務規程の一部改正について
藤沢市立学校教職員服務規程を次のように改正する。

2016年（平成28年）8月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 吉田 早苗

- 1 改正する規程
別紙のとおり
- 2 施行期日
公布の日

提案理由

この規程を提出したのは、地方公務員法改正に伴い、営利企業への従事等許可の
手続に関する規定の整備を行う必要による。

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 小竹伊津子

藤沢市教育委員会訓令甲第 号

藤沢市立学校教職員服務規程の一部を改正する規程

藤沢市立学校教職員服務規程（平成26年藤沢市教育委員会訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第9条の見出しを「（営利企業への従事等許可の手續）」に改め、同条中「営利企業等の従事」を「営利企業への従事等」に、「営利企業等の従事許可(等)申請書」を「営利企業への従事等許可（等）申請書」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

藤沢市立学校教職員服務規程(平成26年教育委員会訓令甲第2号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p><u>（営利企業への従事等許可の手続）</u></p> <p>第9条 職員が，地方公務員法第38条第1項の規定に基づき，<u>営利企業への従事等</u>について許可を受けようとする場合には，<u>営利企業への従事等許可（等）申請書</u>に必要な応じて関係書類を添え，あらかじめ所属長を経て教育長に提出しなければならない。</p>	<p><u>（営利企業等従事許可の手続）</u></p> <p>第9条 職員が，地方公務員法第38条第1項の規定に基づき，<u>営利企業等の従事</u>について許可を受けようとする場合には，<u>営利企業等の従事許可(等)申請書</u>に必要な応じて関係書類を添え，あらかじめ所属長を経て教育長に提出しなければならない。</p>